

「高校生の福祉の職場体験事業」実施要綱

1 目的

高校生を対象に、障害福祉施設、児童福祉施設等での職場体験の機会を提供し、福祉の仕事への理解を深めることで、職業選択の一つとして将来の就業への意識付けを図る。

2 実施主体

秋田県の委託を受け、社会福祉法人秋田県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

3 事業実施期間

4月から翌年3月末まで

4 業務内容

県社協は、次の業務を行うものとする。

- (1) 事業周知リーフレットの作成・配布
- (2) 職場体験を受け入れる県内障害福祉施設等（以下「体験受入施設」という。）の登録
・体験受入施設として、30か所以上の登録を確保する。
- (3) 職場体験希望者の受付及び連絡調整
・受入人数の目標は30名とし、予算の範囲内で目標を上回る受入を可能にする。
- (4) 職場体験希望者と体験受入施設のマッチング調整による職場体験の実施

5 職場体験の内容

本事業における職場体験の内容は次のとおりとする。

- (1) 福祉サービス利用者に対する介助等の補助
- (2) 福祉サービス利用者との交流
- (3) レクリエーションや文化祭等、福祉施設等が実施する各種行事の補助
- (4) 掃除・洗濯等の日常業務の補助
- (5) 施設職員等との意見交換 など

6 対象

〔申込者〕

福祉の仕事に就職を希望する高校生、又は関心のある高校生

〔体験受入施設〕

秋田県内の福祉施設（ただし、施設入所支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、放課後等デイサービス、福祉型障害児入所施設、児童自立支援施設、児童養護施設、乳児院に限る。）

7 体験期間・時間

同一の体験受入施設において原則1日当たり6時間程度、連続3日以内とし、体験回数は原則1人当たり1回とする（ただし、体験希望者や体験受入施設の都合により変更可能とする）。

8 実施方法

[申込者]

- (1) 申込者は、申込書（様式第1号）又はGoogleフォームにより県社協に申し込む。
- (2) 申込者の参加費用は無料とする。ただし、食事代や体験場所への往復交通費については、申込者の負担とする。
- (3) 県社協は、申込者と体験受入施設との日程調整を行い、確定後、受入決定通知書（様式第3号）により通知する。
- (4) 体験終了後は、終了後アンケート（様式第6号）を2週間以内に県社協あてに提出する。

[体験受入施設]

- (1) 体験受入施設の長は、受入申込書（様式第2号）により県社協に申し込む。
- (2) 県社協は、申込者と体験受入施設との日程調整を行い、確定後、受入決定通知書（様式第4号）により通知する。
- (3) 職場体験終了後は、終了報告書（様式第5号）に必要事項を記入し、県社協に提出する。

9 その他

- (1) ボランティア活動保険加入について
職場体験参加者は、体験期間中における不測の事態に備え、ボランティア活動保険に加入するものとする（加入手続き・保険料の支払いは県社協が行う。）
- (2) 利用者の健康管理等について
施設利用者等の人権擁護やプライバシーの保護及び健康管理・感染症予防対策への配慮については、受入施設・事業所で実施するオリエンテーションにおいて十分な指導を行うこと。
- (3) 個人情報の取扱いについて
本事業で取得した個人情報は、本事業の適切な運営実施のために利用するものとし、それ以外の目的では利用しない。

附 則

（施行期日）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。